

令和8年度消費者庁行政事業レビュー 公開プロセス対象候補事業

令和8年4月23日

消費者庁行政事業レビュー推進チーム

候補事業名	実施要領上の選定理由	想定される論点
<p>地方消費者行政強化交付金</p>	<p>イ 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの</p> <p>本事業は、地方公共団体における消費者行政の基盤整備や体制強化を目的とする交付金事業であり、地方消費者行政の推進において中核的な役割を果たしている。</p> <p>また、事業規模が大きく、かつ、地方公共団体を通じて全国的に施行される性質を有することから、事業の設計や執行の在り方が消費者行政全体の実効性に与える影響も大きいため選定した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交付金による支援が、事業目的である『国の消費者行政の基盤でもある地方消費者行政の充実・強化』の達成にどのように結び付いているか。 ・令和8年度に大幅な制度見直しを行ったところ、見直し後の本事業について、政策目的に即した事業の設計や手段となっているか。また、アウトプット／アウトカムの指標を含めて、政策効果の検証・評価が今後の効果的な事業の運用に活かされるものとなっているか。 ・消費者行政の充実・強化は地方公共団体による予算措置も重要であるところ、国による交付金に依存せず、地方公共団体が自ら財源を確保するようになるまでの道筋を考慮した仕組みになっているか（特に、令和7年度末に終了を予定していた「推進事業」（定額事業）の後継となる「相談機能維持・未然防止強化型」の支援メニュー。）。
<p>食品衛生基準科学研究費補助金 (食品衛生基準行政推進調査事業費補助金を含む)</p>	<p>イ 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金により創出された研究成果が、実際に行政施策や制度運用にどのように活用されているか。 ・短期的な成果の評価になじまない研究もあるところ、

	<p>本事業は、食品衛生基準に関する科学的知見の創出を目的として実施されている補助金事業であり、食品衛生基準行政における基準策定の裏付けとなる重要な基盤的事業である。</p> <p>科学・技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学・技術をより一層発展させるためには、科学・技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、ともに科学技術を推進していく姿勢が不可欠であり、当該事業における透明性の確保は非常に重要であることから選定した。</p>	<p>成果の指標や成果の検証・評価方法は適切か。アウトプット／アウトカムの指標を含めて、政策効果の検証・評価が今後の効果的な事業の運用に活かされるものとなっているか。</p> <ul style="list-style-type: none">・研究者が科学研究の業務に従事できるように、補助金の申請・運用の事務負担について配慮したものとなっているか。
--	---	--